

## 労働者派遣法に基づく派遣事業の情報公開のお知らせ

## I. 派遣事業の実績について—事業年度：令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）

	事業所全体	左記のうち添乗員派遣
派遣労働者の数（1日平均）	7.1名	3.4名
派遣先事業所の数	24事業所	18事業所
派遣料金の平均額（1日8時間あたり） A	¥15,854	¥17,306
賃金の平均額（1日8時間あたり） B	¥10,034	¥10,770
マージン率（A-B）÷A	36.7%	37.8%

(※)派遣料金と賃金の差（マージン）は、会社が負担する健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・労災保険料・定期健康診断などの福利厚生費用および、事務所費用・派遣業務担当者の人件費などの事業運営費用に充てられます。

## II. 教育訓練に関すること

当社では、派遣労働者を対象として以下の研修を実施しています。

研修の種類	内容	対象者	実施期間	費用負担	
旅程管理指定研修	添乗員の法定資格取得研修	添乗員資格のない方	1～2日	あり	随時
旅行業務基礎（机上）研修	添乗基礎業務知識の習得	未経験対象の基礎研修	1～2日	なし	随時
添乗実務研修	添乗業務の実務	未経験対象の基礎研修	2～4日	なし	随時
添乗スキルアップ研修	添乗業務の向上	登録添乗員	1日	なし	
ハイキング添乗研修	添乗業務の向上	登録添乗員	1日	なし	

## III. 福利厚生などに関すること

- 健康保険（近畿日本ツーリスト健保組合）・厚生年金保険の加入条件  
添乗員は、年間180日以上添乗を見込める方。  
添乗員以外は、法定基準（雇用契約が2か月超、週所定勤務が30時間以上など）を満たす方。
- 雇用保険の加入条件  
添乗員は、週平均2日以上添乗を見込める方  
添乗員以外は、法定基準（雇用契約が31日以上、週所定勤務が20時間以上など）を満たす方。
- 定期健康診断（原則として健康保険に加入の方が対象）  
法定検診  
がん検診（子宮がん・乳がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん）
- 健康保険組合の福利厚生メニュー（健康保険に加入の方）  
人間ドッグ補助金  
メンタルヘルスカウンセリング  
電話健康相談  
契約保養所  
歯科検診  
インフルエンザ予防接種補助金

## IV. 待遇決定方式について

- 労使協定を締結
- 対象となる派遣労働者の範囲  
添乗員業務、添乗業務以外の業務
- 有効期間  
本協定の有効期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする